

# 令和3年白老町議会総務文教常任委員会会議録

令和3年 9月 2日（木曜日）

開 会 午前 9時57分

閉 会 午後 1時23分

---

## ○会議に付した事件

### 1. 陳情審査

- ・陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情
- 

## ○出席委員（6名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	氏家裕治君	委員	前田博之君

---

## ○欠席委員（なし）

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

参 考 人	松原厚君
企画財政課長	大塩英男君
行財政改革室長	高橋裕明君
生涯学習課長	池田誠君
生涯学習課主幹	川崎真也君
生涯学習課主査	葉廣照美君

---

## ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間力君
主 査	八木橋直紀君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） ただいまより、総務文教常任委員会、陳情審査を開会いたします。

（午前 9時57分）

---

○委員長（吉谷一孝君） 本日の委員会の日程について、事務局から説明いたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 本日は8月27日に開催しました定例会8月会議におきまして、総務文教常任委員会のほうに審査付託されました、陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情の審査を行うこととしております。陳情書の提出者を参考人として呼びしておりますので、最初に陳情者から陳情の願意、趣旨をお聞きし、その後担当である企画財政課と生涯学習課の説明を聞いた上で委員会として考えをまとめていただくこととなります。本日の委員会につきましては、一日間を開催予定しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（吉谷一孝君） 陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情を議題に供します。

これより審査に入ります。陳情書を事務局に朗読させます。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情。

陳情の趣旨です。公の施設、白老町民温水プールの民間指定管理者導入から10年を迎えました。

白老町行財政改革推進計画（令和3年から令和10年）第3章共に創る未来、平成2年度白老町議会総務文教常任委員会（令和2年12月8日）においての担当課長の発言（議事録）においては、徹底した検証を行い白老町の現状に合った公の施設の在り方を明言しています。

白老町に合った公の管理をここに陳情します。

陳情の理由。

①公の施設のプールは、建設から本年度で32年を経過し施設の老朽化が進む一方で町民利用が激減しています。

②施設の収支赤字は、税金や地方交付税により補てんしている。

町の歳出が増加（指定管理料、補正予算等）し、白老町の財政運営方針である、入るを計って、出るを制すに逆行している。制度目的の経費削減に繋がらず。

③現在の施設利用状況は、町内より町外者が多く比率は4対6と町外が多い。

民間管理者10年を徹底検証し安易な民間依存を改めること。

④地域に経済効果が及ぶ管理を目指すこと。協働の精神、行政パートナー制度の活用等を検討すること。（町内企業、法人、町内会、町民活動団体等）

⑤近隣町村プールは、冬期間休館が多くあります。通年開館の見直し等を含め、ここに陳情いたします。

以上、白老町議会会議規則第77条の規定により陳情します。令和3年8月6日。陳情者、宛名につきましては記載のとおりでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 次に、陳情審査のため参考人として、白老町字北吉原661番地の102、日本スポーツ協会公認指導者、エンジョイスポーツ白老（E S P O）、代表松原厚氏を招へいしております。参考人の入室をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時01分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

参考人である日本スポーツ協会公認指導者、エンジョイスポーツ白老、代表の松原厚氏につきましては、本日は大変お忙しい中、本委員会の陳情審査に当たり、参考人として快くお受けいただき誠にありがとうございます。

早速ではありますが、陳情書を提出された願意についてお聞きしたいと思います。

松原厚代表お願いいたします。

○参考人（松原 厚君） 皆さん改めましておはようございます。今、紹介いただきました、スポーツ指導員、地域ではエンジョイスポーツクラブの代表をしております、松原といいます。どうぞよろしくお願いいたします。日頃、スポーツ振興にかかわり、調査、研究、提言を行われている議員の方々には、大変敬意を表したいと思います。また、願意について説明させていただく機会を得たこと大変うれしく思っております。早速ですが、指定管理者制度の導入の目的であるとか、白老町における指定管理者制度の推移については、皆さんよくご存知だと思いますので割愛をさせていただきます。簡単に言えば、地方自治法が改正される前は、直営か公共的団体への管理委託が主流でした。しかし、2003年、平成15年なのですが、地方自治法が改正されて、公共的団体に限られていたものが一般企業であるとか、あるいは法人であるとか、NPO法人であるとか、その他の町民活動団体等、町内会を含めて、そういう団体が管理をするということが可能になった制度です。白老においては、平成24年、2012年から都市総合開発という、苫小牧市にある民間会社が管理を請負、今年度で9年を迎えております。願意について触れますが、指定管理者制度の目的に照らして、現在の白老町民プールは、どのような管理をされて、どのような利用状況があり、どのような財務状況にあり、そして今後どうしていかなければならないのかという、3点にわたって私のほうから簡単に話させていただきます。

まず、利用者の状況ですが、これは詳細な資料については、年度ごとに指定管理者の都市総合開発さんのほうで、事業報告書が教育委員会の担当課に上がっていますので、正確な資料を見たいということであれば、私持っていますけれども、ぜひ請求されて閲覧していただきたいと思っています。それで、利用者の推移については、体育協会から引き継いだ平成24年から28年度は横ばい、または微増なのです。そういう状況を示しております。そして、29年から今日に至るまでには、一つは自然災害、胆振東部地震がありまして施設の故障であるとか、そういったようなことがあり、そして現在のコロナ禍という、そういう状況の中で、利用者については、平成元年2万7,986人対し、平成2年1万6,742人と、1万1,239人の減となっております。この内訳については、いろいろな見

方があると思いますが、大体組織されている、いわゆる何々クラブ、何々団体と組織されている団体と、町内、町外の比率は5対5という時期もあれば、4対6という状況もあったり、5.5と4.5という、そういう状況があって変動がございます。この中でやはり町民の一般利用が圧倒的に少ない。そして多いのは、組織化された団体のリピート的な活動による利用者の統計、これが多いです。そういう形があるということで、私は陳情の中で4対6で町外者が多いと書きましたけれども、誤解のないように言っておきますが、固定されたものではなくて、年々その時々的情勢によったり、あるいは苫小牧市の方が水、金、土曜日の子供たちの参加が多いです。白老の場合は火、木、金曜日の参加が多いですという、そういうものを見たときの比率が大体6対4、これが町外であったり、町内であったりという、そういう傾向にあるということで一応承知いただきたいと思っております。

それから、2点目の行政コスト、要するに指定管理者制度の目的にある経費の削減等はどうなっているのだろうかということで見ると、一つはこの指定管理料については、一貫して減はありません。一貫して増です。はっきり言って。そして、どこが落ちるかという、利用料金収入が落ちます。これはやはりいろいろな状況でプールが休館になったとか、そういうことがあれば当然落ちます。そういうことがあって大変なことも私たちも十分理解はしますが、白老町の指定管理というのは併用性を取っておりまして委託管理料、要するに指定管理料が地方から出て、利用料金制度をとって、利用料金は指定管理者の収入になっています。指定管理者が収受できると条例で書かれております。それプラス、自主事業、物販、こういったようなものが入って指定管理をするわけですが、これも自主事業報告書を見ればどれぐらい入って、どのぐらい出ているのか、そして利益はあるのか、ないのかというのが普通は出るのですが、なかなか見えてこないのです。大体みんな赤字。赤字になったり、あるいは黒字になったけれども、これは利用者が減っているからそちらのほうに補てんをしますという、そういうような形で処理をされております。ですから経費削減につながっているのかということについて言えば、私たち利用団体としてはどうなっているのだろう、費用対効果からいったらどうなのだろうということは思っていますが、はっきりしたものは私たちには分かりません。

それから、最後に、なぜこういう陳情を出したかということですが、施設にはやはりこういう状況を見て、その原因が少子高齢化が進み、さらにこれから人口減が進むであろう、そういうことを予想したときに、本当に民間に任せていいのだろうか。町民でできることはないのだろうか。あるいは白老町のまちづくりの基本である協働というものを利用して直営プラス、一部委託という、プールができたときの管理の在り方、あるいは振興公社さんにお任せする、その後、体育協会さんに暫定的に指定管理者制度の導入の前、18年から制度をとっていますけれども、その頃から2年間暫定的に白老町体育協会にお願いをする。そして指定管理者制度がやろうとなったときに、体育協会が2年間指定管理をしております。そして、私10年前に分離の請願を出し、その中で現在の都市総合開発さんが請け負ってきています。だけど、都市総合開発さんは当初、4万人から5万人の利用者を出しますという形で新聞などにも載っていたこともありますが、いろいろな社会的な状況とか、災害等が絡んで、全然そこまでいっていないという、そういう状況。それから、これからも人口が減るであろうということから考えたら、民間でできることは民間ではなくて、町民でできるこ

とは町民でやったらどうだろうか。そういう中で経費を節減して行って、平成20年度の財政危機のときに町民温水プールの3か月休館が提言されたことがあるのですが、このときに企画課の試算では多分800万円から1,000万円の冬期間3か月での節約ができると。そうであれば、そういうものを施設として3か月休みましたという、そこのお金は積立をして行って、そして施設を町民が長く使えるように、そういう方策を取りながら今後やっていくようなことができないのだろうか。ぜひ、そういった地域が潤うような管理を行うということをぜひ考えてほしいというのが願意であります。ちょっと言葉は足りませんが、皆さんのほうからの質問等が出る部分については答えていきたいと思っておりますので、願意については今の出たとおりということでご理解いただきたいと思えます。長くなりましたが私のお話は終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（吉谷一孝君）　ありがとうございました。それでは、これより委員の皆様から陳情者の願意に対して質疑をお受けいたします。質疑のあります方はどうぞ。

小西委員。

○委員（小西秀延君）　今日はお忙しい中、ありがとうございます。確認を何点かさせていただきたいと思えます。エンジョイスports白老さんで、こちらのほうの団体の今の在籍人数のほうと、このお名前前で挙がっておりますので、この会としての総意であるということで、きちんと皆さんに話通っているということによろしいのかどうか、その辺の確認と、ただいま説明ありました中に、陳情理由の④町内企業、法人、町内会、町民活動団体等にお任せしていったほうがよろしいのではないかと。現在では町外の企業がプロポーザルで参加をしているという形になっておりますが、そういう形自体をきちんと見直ししてくださいという願意でよろしかったのかどうか。それと通年開館の見直しの説明もありました。経費が浮くということで、そこを調整をして閉めて、また運営の経費がうまく回るような形を構築してはいかがかということで願意の中で説明があったということで理解してよろしいかどうか。その辺、お願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君）　松原代表。

○参考人（松原 厚君）　願意については、そのとおりでございます。

それから質問のあった点です。私たちのクラブは、現在35名、子供ばかりです。この中には、障がいを抱えたる者もおります。それから幼児も何人かおります。それから、こういう願意が総意に基づいたものかどうかということですが、これはそのとおりでございます。役員もいますし、会則もありますし、そういうことでご理解いただいて結構だと思います。

○委員長（吉谷一孝君）　小西委員。

○委員（小西秀延君）　それでは、④の地域に経済効果が及ぶ管理ということで、今の制度自体を変えていただきたいということで理解させていただきました。また、多くのスポーツ団体からは、普通一般的に私が思っていたのは通年でスポーツができるようにしてください、冬が結構寒いからもう少しどうにかしてくれませんかという陳情とか、要望などが多いのですが、閉めてくださいというのはなかなか少なくて、その理由を選手とか、そういう競技をやられている方というのは何か月間か休館されると困ったりする方とかはいらっしゃらないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思えます。

○委員長（吉谷一孝君） 松原代表。

○参考人（松原 厚君） 今の件なのですが、よく言われるのが、施設を閉めてボイラーを止めると施設が傷むということはよく言われます。これは確かに理解できないことではありません。家を建てて誰も入らなければ家は傷むというのと同じだと思うのです。しかし、4月から12月まで使って、あとはいろいろなまちの状況で閉めているところは圧倒的に多いです。例えば静内町にしてもそうです。平取町、安平町にしてもそうです。いろいろなところは閉めています。選手の強化ということについてどうかということですが、本当に選手というのは限られた、目標を持った子供たちで、今白老に何人いるのかといたら、都市総合開発のやっているアプロス白老というところでは9名しかおりません。私のところは、中学生になった高校受験期を迎えたという形で減って、うちは3人しかおりません。ですから、そういう考え方もありますが、私はもう少し財政という問題とか、施設を長く使うという、そういう観点から天秤をかけたら、確かに通年やられたらいいというのはあるけれども、私たちだったらプールはたくさんありますから、登別市も通年プールあります。室蘭市、伊達市、苫小牧市の日新プール、沼ノ端もあります。そういうところに行って練習をしているというところは結構あるのです。これはやはり強化というのは、うちにはないので、もう閉めたからやらないではなくて、本当にそういう目的を持った活動をするのだったら、みんな遠征しています。毎日ではないですが、私たちも遠征します。泳ぎ感覚を忘れない程度に、あるいは大会を見通した形でやります。困らないかと言ったら、困らないことはありません。通年したほうがいいのかもしいかなけれども、利用者とコストを考えたら、やはり我慢するところは我慢すべきではないかというのが私たちの考えです。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 大体のところは理解できました。最後に一つ、これまで2012年に都市総合開発さんがこの白老町民温水プールを委託されて運営をするようになりましたが、そのときからのプロポーザルで松原さんの名前もお見かけしていた記憶がございまして、そういう形で町民が請け負うのだという形をこれまでも考えてこられて、これからも松原さんはそういう活動に携わっていくという形で理解をして構わないのでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 松原代表。

○参考人（松原 厚君） 今の件ですけれども、私はスポーツでずっと40何年間、白老に来てもう42年になります。スポーツと関ってきていますし、これからも年齢はいきましたけれども、地域の子供たちの健全、育成ということで、施設が残ればそういう水泳というスポーツを通して子供たちの健全、育成を計りたいと思うし、この指定管理者が変わろうが変わらないが私はその活動は続けていきたいと思っていますし、一町民、一団体の責任者としてこれからも物を言うところは物を言っていきたいと思っています。確かに都市総合開発さんのときに、私と都市総合開発さんは水泳のほうでよく知っていますし、いろいろな方も知っています。そのやり方をずっとつぶさに見て私は2年か3年手伝ったら後はもう抜けるからという形で今までできています。そのやり方を見たときに、本当に今のやり方でいいのかということから、別にけんか別れをしたわけではなくて、歩む道が違うからそちらの方向で今やっていて施設も使わせてもらっているし、いろいろな協力、協働の

関係は取れておりますので、今後そういうことで続けていきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質問のある方いらっしゃいますか。

それでは、私のほうから、2、3質問させていただきたいと思います。

前回、エンジョイスports白老さんのほうで、この指定管理のプロポーザルには参加されているということでありましたが、このタイミングで陳情を上げられた理由というのはどういったものなのか教えていただきたかったのです。

松原代表。

○参考人（松原 厚君） 一つにはやはり時期的に指定管理者制度そのものを見直していくという10年、要するに2期5年の指定管理の期間が終わりますといったときに、この5年間、あるいは10年間を総括したときに、やはり自分たちで町民でできることは町民でやったほうがいいのではないかとということで陳情を出しているということです。前は私たちもエンジョイスports白老として指定管理に応募していることは事実でございます。そのときには4つありましたから、体育協会、都市総合開発、振興スポーツ、私のところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） もう一つは、これから指定管理者の審査が進んでいくと、受付が始まったと聞いておりますが、松原代表のところでは今回は参加する予定でありますか。

松原代表。

○参考人（松原 厚君） この件については広報にあるとおり、13日に説明会がありますので、そちらの説明会に私ともう1人聞きに行く予定であります。そのことを踏まえて、指定管理者の募集要項等を熟読して、そして決めたいと思います。今のところは白紙であります。保護者等、余談になりますが管理について対等、平等の利用について、保護者のほうでもかなり指定管理者に対して意見等を持っておりますし、施設の修繕等、あるいは備品購入等についてもいろいろな考えを持った保護者がおりますので、そういうのを会として決めていくということになります。

○委員長（吉谷一孝君） 最後にもう1点なのですが、もう一度確認させていただきたいのですが、松原代表は、4番のところであるように、町内企業、法人、町内会、町内の民間活動団体が指定管理、もしくはその運営をしていくということで考えてこの陳情を上げられたという理解でよろしいでしょうか。

松原代表。

○参考人（松原 厚君） いくべきであるということで、どこが選定されるかは選考委員会が決めることですので、もしそういったようなことであれば、民間とかという、町外の、ここで強調しているのは地域の経済効果ということ言えば、やはり町内の企業で手を挙げてくれてやってくれる方がいればいいという願望を込めています。ただ、これは応募ですから、町外からくるという、そういうこともありますから、それは最終的に決まればそれはそれで対応していきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。お忙しいところありがとうございます。1点だけお伺いしたい

ことがあります。これは松原代表の今回の陳情だけではなく、例えば今民間の指定管理制度を今後これは減っていくわけではなくて、多分これはこの白老町としては私は増えていくのだと考えているのです。松原代表の考え方を伺いたいのですが、この4番もそうですが、持続可能なこれからの白老町、10年、20年先のことを考えたときに、このスポーツ振興だけで私は今聞きますけれども、持続可能なこのスポーツ振興ということについての松原代表の考え方、この願意の中に全て含まれていると思うのですが、例えば地域でもそうです。公園管理を地域町内会等々をお願いしてやってきたけれども、結局はそれでどんどんできなくなってきているというこの現状を考えたときに、この民間活用という部分についての考え方をもう1回だけお聞きしておきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 松原代表。

○参考人（松原 厚君） 民間活用を否定しているわけではないです。民間活用を考えていくときに、この行政側のやるべきことというのは、例えば地域がどうなっているのかとか、それから町の財政がどうなっているのかとかという、そういったようなことと相まって、ではスポーツ行政で何をやらなければいけないのか。例えば総務文教常任委員会の会議、この中でスポーツ振興とか、スポーツの現状とか、あるいはスポーツ団体のアンケート、あるいは意見等を聞いているのも私もつぶさに見ておりますけれども、やはり組織としてスポーツ組織であるとか、あるいはいろいろな組織がまとまってやれるときは、やはりまとまってやろうという、そういう改革というか、そういったようなこともきちんとこれからやっていかなければいけないのではないかと。高齢化で指導者の成り手がいないとかという問題は、これはそのまま放ってはいけなし、若い人を育成をしていくという、そういう人材育成という観点も私は忘れてはいけなしと思っています。だから人材がいなから、若くてやる人がいないから、指導者がいないから、民間のノウハウを活用してやっていこうということではないと思いますが、やはりそうならないように住民が頑張っていくことではないかと思っています。ですから私は私なりにこうやって私のクラブに来る子供がいれば、それはそれなりに一生懸命やっていますし、やはり一番大事なのはスポーツ振興をどうやっていったらいいかとかという、そういうものを関係者とか、行政等と一緒に考えていくことではないかと思っています。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑がないようですので、参考人の松原代表、大変ありがとうございました。

退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時48分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

本陳情書の担当である企画財政課と生涯学習課の職員に説明員としてお越しいただきました。企



画財政課は、大塩企画財政課長、高橋行財政改革室長でございます。生涯学習課は、池田生涯学習課長、川崎生涯学習グループ主幹、葉廣生涯学習グループ主査でございます。よろしくお願いいたします。

本陳情に対する町としての説明を求めます。

大塩企画財政課長。

**○企画財政課長（大塩英男君）** それでは私のほうからまず始めに、公の施設の指定管理者制度の概要というところでご説明をさせていただきたいと思っております。改めてという部分がかかなり多いかと思うのですが、指定管理者制度の概要についてご説明させていただきます。資料は、公の施設の指定管理者制度の概要という資料を御覧させていただきたいと思っております。

それではまず、1、公の施設とはというところでございます。こちらに4つほど掲げられておまして、まずは（1）住民の利用に供するためのもの、（2）住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、（3）地方公共団体が設けるもの、（4）施設であることということで、この4つが公の施設の要件となっておりまして、町が設置する多くの施設につきましては、公の施設というような位置づけになっているところがございます。その根拠といたしまして、地方自治法、四角囲いで（参考）と書かさせていただいている地方自治法第244条がその根拠となっております。役場庁舎とか、町が事務を行う施設というような位置づけから、役場庁舎は公の施設には該当しないというような形になっておりますが、先ほど申しましたとおり、町の設置する多くの施設は公の施設という位置づけになっているところがございます。

続きまして、2、公の施設の指定管理者制度についてというところで、こちら（1）としまして、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律というのが施行されまして、この公の施設の指定管理者制度というのが制度化されてございます。この法律が改正される前は、管理委託制度ということで、公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定をされていたというところだったのですが、地方自治法が改正されまして指定管理者制度というのが制度化され、ここは法人、その他の団体であれば公の施設の管理主体になるということで、制限は設けられていないというのが現状でございます。今の公の施設の管理につきましては、この法律が改正されたことに伴いまして、直営、町が管理主体になる場合か、指定管理者制度を使って指定管理者が管理をしていく、この2つというような形になってございます。

続きまして、（2）指定管理者制度の目的というところでございます。こちらは具体的にはというところなのですが、まず①管理する主体というのが特段の制限を設けられていないというようなことから、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、②施設管理における費用対効果の向上、③管理主体の選定手続きの透明化というようになっているところがございます。こちら目的というところなのですが、端的にメリット、デメリットという観点からご説明させていただきますと、指定管理者制度のメリットといたしましては、やはり公の施設を利用する方々の、町民を含めて利用者の方々の満足度を向上させていくというようなことと、あと事業者の競争原理を働かさせて、この2番目に書かれているとおり費用対効果というか、そういったものを向上させていくということがメリットとして掲げられてございます。デメリットといたしましては、指定管理者制度を使い

ますと直接的に施設を管理をしていくのは指定管理者というようになりますので、自治体としては直接住民に顔を合わせることが少なくなるというようなことから、要望が例えば伝わりにくいですとか、指定管理者を通じて町にきたりですとか、そういうように直接利用者と顔を合わせることがなかなか前とは違って難しいのではないかとというようなことがうたわれていまして、そこがデメリットというような形で考えられているところでございます。

(3) 条例の制定ということで、こちらは公の施設の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、その指定管理者に公の施設を管理させることができるというような形で、本町といたしましては、別紙で公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例というのを定めましていろいろと手続きを行っているところでございます。裏面を御覧いただいて、今お話をしたとおり、指定の手続き、管理の基準、業務の具体的範囲というようなことを条例に定めまして運用をしているというような状況でございます。

(4) 指定の方法というところでございます。本町では、指定管理者の指定手続きに関する条例に従って、指定期間を定めて、議会の議決を経て、指定管理を指定しているというような現状でございます。本町の場合は、多くは現状といたしまして、この指定期間を5年間ということで定めまして、指定管理者制度を活用しているということです。それで全国的にも国の調査結果によりますと、5年という期間を定めているのが全体の7割というような形で、全国的にも今指定管理者制度を導入しているところは5年間の指定期間を設けているというような形になってくるところでございます。

(5) 利用料金制というところでございます。こちらは法律上、定めがありまして、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができるというような規定になってございます。こちらにつきましては、やはり経営努力が発揮しやすくなるというような形から、法律上このような利用料金制度というような形が導入できるということで、本町の場合は全ての公の施設においてこの利用料金制度を導入しているというところでございます。

(6) 事業報告書の提出ということで、指定管理者は毎年度きちんと事業報告書を提出してくださいというようなことで、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費の収支状況などをきちんと町に報告してくださいというような規定になっているところでございます。

最後に、(7) 地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令というようなことで、きちんと行政として、町として指定管理者を監視して、いわゆる町からの必要な指示というのが行うことができるというようなことと、その指示に従わない場合は、継続が不適当とした場合については指定を取消したり、管理業務の全部や一部を停止命令することができるというような法律上の規定になっているというところでございます。

参考までに地方自治法の関係条文、あと条例を添付させていただいております。私からは以上でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 続きまして、池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） それでは、私のほうからは今回陳情をいただいた陳情の理由というのが大きく5項目記載されております。この部分については私たち陳情で求められているこの内

容についてはしっかり押さえていかなければならないという部分と、あとは今この場で皆さんのほうにこの求められている部分の解説ということで資料をお配りしているの、後ほどご説明させていただきます。また、陳情の要旨の中で担当課長の発言ということで、徹底した検証を行い、白老町の現状に見合った公の施設の在り方を明言していますと指摘いただいているのですが、全くそのとおりの部分もありますが、我々としてはこの中でこの新規で今年指定管理者を募集するに当たって、この陳情の理由の5項目に加えて、私たちが今どういう部分で捉えて、その成果や課題という部分もある程度分かりやすく説明していきたいと思っておりますので、本日はよろしくお願ひします。

○委員長（吉谷一孝君） 川崎生涯学習課主幹

○生涯学習課主幹（川崎真也君） それでは具体的な内容につきましては、皆様のお手元にある、3枚綴った白老町民温水プール管理についてという資料をもとにご説明をさせていただきます。今、池田生涯学習課長からも話がありましたが、大きく分けて5項目、温水プールの現状について、町の財政負担について、現指定管理者が行う取組みの成果と課題について、地域経済への波及効果について、通年開館の在り方について、我々としては一度整理をしてご説明する必要があるかと考えますので、このような資料の項目にしてございます。

まず、1、温水プールの現状についてであります、(1)利用者数の推移については、3枚目の資料に具体的な数値のほうを約10年分記載させていただいております。ここを我々なりに分析しますと、この指定管理者制度を導入して、都市総合開発という会社のほうが管理をしてくださっているのですが、当初は利用者数が順調に増加してきたのですけれども、いわゆる2期目、平成29年度ぐらいからは人口減少や少子化に加えて、胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は近年減少の傾向が続いております。具体的な推移としましては、(2)の①にもまとめていますが、平成23年に白老町体育協会の管理をしていたときの利用者数が3万2,384名でありました。この頃の人口が大体1万9,000人ぐらいだったと押さえていて、また小学校の在籍者数が800人ぐらいいました。それが段々、1年間に人口が200人から300人ずつ減り、子供たちの数はそれよりも割合としては大きい50人とか30人どんどん減っていつているという中で、この利用者数もその表にあるように少しずつ横ばいから減少傾向が見られているというのが現状でした。ところがこの平成30年の胆振東部地震で臨時休館が19日、令和元年、令和2年は新型コロナウイルスによる臨時休館がこのような形で出てきていまして、また今年度についても今臨時休館中と。そういう中で臨時休館による利用者数の減少と、この臨時休館や新型コロナウイルスのリスクをとってプールの活動は少しやめたい、危険を冒してまでプールには行かせたくないという保護者の思いもあって、様々そういうような利用離れというか、利用者の減少に歯止めが今効いていないというのが現状で、その部分に関して今プールとしては非常に大きな悩みを抱えています。次、②利用の内訳なのですが、陳情の中には町内が4で、町外が6ではないかというようなご指摘もあったのですけれども、改めて我々のほうでも数字のほうを洗い出し、また指定管理者のほうにも聞き取りを行いました。具体的に一般利用と団体利用、自主事業などがあるのですが、一般利用については町内と町外で統計を取ってきているもので、一般利用については町内が78.9%、町外が21.1%という数字でした。

一方、団体利用と自主事業については、ここは統計的には取っていないということで、指定管理者との聞き取りをもとにしながら、我々でも分析をして、大体団体利用は52%ぐらい、自主事業については55%ぐらいは町内だという押さえでいます。それらを改めて計算しますと、町内が約62%という数字になっています。ただ、この部分については、池田生涯学習課長が以前の決算審査特別委員会か、もしくは総務文教常任委員会の聞き取りのときにもお話したように、町民の利用が減って、その過程で割合的には町外の人利用は大きく減っていないので、町民の割合が減っているという、割合に関しては少しずつ減っているというのが我々としても押さええているところです。特に近年の傾向としましては、人口減少の影響によって、一般利用者と団体利用者数が減少しているというのは間違いない事実だと思います。ただ、細かく見ていくと、町外の利用については横ばい、そして自主事業については大人については微増しているというのが現状です。次、少子化の影響に関して子供の利用は、先ほども言ったように、平成23年が800人ぐらい小学生がいたものが、現段階では500人を切っているという現状の中でかなり苦戦していると、そういう状況にあります。次、高齢化の影響もこのプールにも押し寄せています。高齢化によって体力的にも水泳ができなくなるという方がいるだけではなくて、今まで指導的な役割を担っていたリーダー的な方がもうプールに来れなくなってきている。そういうような現状もあって、団体活動の持続というのも大きな課題なのかと押さええています。それらの現状、課題を踏まえて、我々としてはどういうことをしてきたのかというのが、(3)その対策でございます。我々は指定管理者と度重なる協議を積み重ねてきていて、何もしなければこれからはやはりプールの利用が減るだけではなくて、その水泳の競技人口の減少の歯止めも効かないだろうということで、積極的に自主事業を実施していただきたいというお話をさせていただいています。これまで子供向けの水泳教室や成人向けの教室を実施していただいて、特に子供向けの教室については体力や泳力、また年齢も含めた発達段階に応じたきめ細やかな指導がされているものと考えています。一方、これから子供の割合がどんどん町の人口の中で減っていく現状を踏まえて、やはり成人向けの事業というのも必要ではないかということで、ここ近年はやり取りを進めさせていただいています。初心者から上級者までをターゲットにした教室や、プールで泳ぐのはちょっと厳しいけれども、体力づくりや健康にかかわるような、そういう体操みたいなものならという方もいらっしゃるというニーズを踏まえて、そういう教室のようなものも実施していただいています。また、こういう成人向けの教室については、今停滞気味にあるとも言われている団体活動を活性化するという部分、また指導者の養成という部分でも意味があることかと思っています。それらの取組みがこの成人利用の少しではあるのですが横ばい、もしくは若干の微増につながっているものと捉えています。また、学校が行う水泳教室への授業への支援や町内のスポーツ関係団体が連携した取組みについても積極的に行うようにお話をさせていただいている現状でございます。

では、2枚目に移りたいと思います。次に、施設の老朽化のことです。プールのほう、開館してから30年を経過して、至るところに老朽化の波が来ていると。特にろ過機や屋根、給湯配管、ボイラー等の修繕が必要な状況が続いていて、優先度を我々立てながらある程度計画的に、そして臨機応変に対応させていただいていると。平成30年から令和元年で主なものでもこれらのものを整備、

修繕させていただいています。

次に、2、町の財政負担についてです。そちらには、平成29年から令和2年度までの指定管理料、当初予算と、それに対する決算、それに対して今度補正額がいくらかかったのか。また、単年収支で指定管理者がどのような収支状況にあるのかというのをまとめたものがこの表になります。この当初予算にばらつきがあるのは人件費、つまり最低賃金の上昇や燃料費単価の上下によるもので、この金額が若干変わっているという状況にあります。また、平成29年と平成30年度に補てんのほうを補正でさせていただいていますが、これは協定を結ぶ際にリスク分担表というのをつくっていて、それに基づいて燃料費の高騰とか、突発的な事象、例えば地震とか、洪水とか、様々な災害が起こったときの補てんがあった場合には我々としては協議の上、決めていくということでその補正額が入っています。

次、民間管理者10年を徹底検証するべきだということで、制度全体の検証というのは役場全体でも行うものだと思うのですが、現指定管理者に対する評価というのも必要な項目ではないかということで整理をさせていただいたのが3番でございます。一つ目、(1)成果の部分は、この指定管理者については有資格者の積極的な雇用や職員の資質を向上させるような取組みを積極的に行っていて、それらに伴って安全、安心な管理、運営が一定程度できているのではないかと考えています。それと、自主事業の積極的な開催により、競技人口や指導者の増加によって安定的な利用者の確保を実現できているのではないかと考えています。ただし、自主事業は頑張っているとは思いますが、やはりこの町内の人口減とか、高齢化とか、そういうような影響があって、今まで同様の形で果たしていいのかという部分に関しては我々も一度検証しなければいけないかと考えています。

次、(2)課題です。これは①高齢化が進むまちの現状に合った成人対象事業の開催、これは自主事業全体でもあるかもしれませんが、その部分と、やはり落ち込んできている利用者確保、そこに関しては大きな課題があるかと考えています。それと、今回の陳情の件ともリンクするとは思いますが、既存の活動団体への支援や協力、情報共有の在り方の見直し、ここまで指定管理者がやるのは厳しいと思いますが、新しい団体を発掘したり、そういうようなことを要請していくということも我々教育委員会とともにやっていかなければいけない課題なのかと押さえています。

次、4、地域経済への波及効果についてです。これについてはやはり一定程度、地域の方が関ることで効果があるものと押さえています。ですので、(1)にあるように町内に事業所を有すること、または指定管理開始までに事業所を置くように示してございます。また、(2)可能な範囲で町内在住者の雇用や町内業者からの物品購入についても促しています。また、(3)選定にあたっては、条例に基づいて施設の特異性を鑑みて基準を定め選定をしていただいている状況にあります。

最後、5、通年開館の在り方についてです。通年開館にあたっては、数字が必要かということで、胆振東部地震や新型コロナウイルスが起こる前の、平成29年度の数字で利用者実績のほうをまとめさせていただいています。4月から10月がプールにおける夏季、11月から3月までが冬季という区分けした場合、夏季利用に関しては1月当たり2,990人、冬季利用については1月当たり1,882人ということで、一日当たりに計算すると、大体夏場は100人、冬場は60人というのが現状かと捉えています。一方、ほかのまちではどのような状況なのかということも我々調べまして、経費の削減も

あり、安平町や新ひだか町などは冬期間閉鎖しているというところもございます。ただ、安平町については夏場はプール、冬場はスケートという形で、指定管理者が1年間働けないと人材とか、そういうものも雇用し直すとか、そういう人件費とか、そういう部分も出てくるので、そういう工夫もしているというまちも結構あるということも把握できました。我々としてはこの通年開館の在り方については、町民の健康づくりや子供たちの競技性の確保、またプールの長寿命化の観点からも通年開館を継続したいというのが我々の考えでございます。

3ページ目には、一覧表にまとめた、この10年間の利用の状況のほうを記載させていただいています。やはり一般利用と団体利用が減って、その代わりというか、その部分、自主事業がその役割を担っているという部分はある一方で、団体利用に関しての支援がやはり課題なのかと我々としては押さえています。

○委員長（吉谷一孝君） 説明が終わりました。それでは、担当課に対する質疑をお受けいたします。質疑のあります方はどうぞ。

小西委員。

○委員（小西秀延君） まず、資料についてお尋ねします。団体利用ということでこちらのほう区分けされて載っておりますが、このエンジョイスポーツ白老さんも団体枠になると思うのですが、団体というのはどれぐらいの団体数があつて、エンジョイスポーツ白老さんはどれぐらいの比率といますか、どれぐらいの活動比率になっているのか、その辺分かっていたら教えていただきたいと思ひます。

それともう一つ、今プロポーザルが行われようとしていますが、それに関わつて、これは議会のほうからこの陳情の内容をいろいろな形で答えが出るのかもしれませんが、それが大きな影響を与えるということは考えられるのかどうなのか。その辺の理解をどうしているかお伺ひしたいと思ひます。

○委員長（吉谷一孝君） 川崎生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（川崎真也君） まず1点目の団体の比率については私のほうからご説明させていただきたいと思ひます。今、町内で活動している団体が、そこの団体利用の表にもあるジャンプアップ白老とカップ、E-SPOの大きく分けて3つだと捉えています。その他の団体というところが、例えば令和2年であれば235名いらっしゃるの、これは町外から来ている団体で利用したいという団体がその部分の分類に入っています。E-SPOに関しては、例えば令和元年の数字で見ると、団体利用が全体で5,858人いるのですけれども、そのうち2,433人、40数パーセントがエンジョイスポーツ白老が占めているということで、現状としては我々の町民温水プールで一番大きな団体はこの団体だと押さえています。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 基本的には陳情の中身にもよるのですが、この部分で言われる冬期間の休館ですとか、そういう部分を求められるということになれば、今想定している部分でいえば相当考え方も改めていかなければだめなので影響があるのかとは考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員、今の二つ目の質問なのですが、議会に対してではなくて、指

定管理者のこれからのプロポーザルに対しての影響ということですか。それとも、今答弁があった中身でよろしかったのか。

○委員（小西秀延君） 今の答弁で大丈夫です。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。この町民温水プールの管理については、今始まったことではなくて、もう一昨年から総務文教常任委員会の中で所管事務をとおりながら、スポーツ振興の在り方について様々な観点で皆さんからお話を聞いているので同じ話を何回も聞きたくはないのですが、私が聞きたいのは、今まで常任委員会の中で各スポーツ振興団体との懇談を含め、今後の在り方等々について意見をいただいているのです。ただし、そことちょっと合致しない部分が今回こういった陳情者のほうから上がってきたということは、それ以前に例えば生涯学習課のほうにこういったことを改めてほしいとか、こういったことをこうしてほしいとかという意見がこのエンジョイスーツ白老の代表のほうから、直接指定管理者のほうにはいなくて、生涯学習課のほうに何かまず意見があったのかどうかということをお伺いしたいのと、この指定管理者制度が設けられる経過というか、以前とそれからこの指定管理者制度を設けたあとの成果、例えば生涯学習として、こうだから今後指定管理に任せていこうという一つのきっかけになったものは一体何だったのか、今一度改めて、そこだけはお伺いしておきたいと思うのです。成果や何かについては今、聞きましたので、そのときの経緯、なぜ自分のたちのまちの例えば体育協会なり何かがあって、そこから指定管理に移ったのかどうか、その経過の部分だけお伺いしておきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 今回陳情をいただいたエンジョイスーツ白老の代表とは、私が課長になってからとグループリーダーだった29年と、今4年目になりますけれども、いろいろお話もさせていただいております。内容的には32年経過する施設の部分も、どのような形になっているかというのは指定管理者のほうからも要望があがってきているのですが、やはり利用者の立場として我々に言うてくださっている部分もあります。なので、結果としてはすぐ予算に反映しているのもありますし、なかなか現状でプランをやっていた昨年度までは求められていることにすぐ答えられなかったというのが多々あります。その部分については、我々担当課としてはなかなか厳しい部分というか、お叱りも受けたことがあります。また、運営面の部分にいても、いろいろなことでお話を頂戴して、その中で改善できるところは具体的な部分はあれだこれだという部分ではないですけれども、運営面についても一団体として前向きな意見もいただいていますし、その部分については指定管理者ともお話はさせていただいているところではありますので、この団体の代表のほうからの最終的に陳情のこういう中身が具体的にああだこうだというお話ではなくて、普段の運営のときからご意見をいただいている部分、それを指定管理に反映させている部分ですとかはたくさん承知しているかと思います。

後段の前任の団体から今10年目を迎えているというところの経緯と評価につきましては、一つにはプールという専門性の部分で考えていきますと、これまでのプールの運営がよかったか、悪かつ

たというのは別にしまして、よりプールを活用した自主事業とかをやっていただいて、最終的にはプールが活気づくような形がまず一つに求められて、結果としては自主事業の成果を得られることによって、まちのほうにもある程度の還元があり、指定管理料もある程度抑制できるのではないかとという期待値はあったのは事実かとは思いますが。だから、よりスポーツ競技の部分をしっかりやってもらいつつ、途中の段階で私個人的な押さえ方としては、その中ではやはり町民の団体だとか、町民の利用にかかる最低限のルールづくりは必要ではないかということでこの代表のほうからお話をいただいていたので、その部分についてはこの1年、2年いろいろなことを考えながら進めてきたところではあるかとは思っております。今後につきましては、基本的に体育施設の部分でいくと、このまま黙っているとどんどん利用が、所管事務調査の中でもやはり活用の部分と、町民にどのような利用を求めていくかというのはご指摘いただいておりますので、その部分を踏襲した中で引き続き指定管理という部分は続けて、基本的な考え方としてはこういう基本的な方針をもとに進めていきたいとは思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。私はこの指定管理、これは陳情者の件名が町民温水プールの管理に関するものです。財政面だとか、今後の施設の維持、管理だとか、そういったものに関しての、大きく見るとそういうものだと思うのです。そう考えると、私はこの指定管理というのは決して町がとった制度として私は間違っていないと思います。というのは、先ほど陳情者に私は聞いたのだけれども、白老町はどんどん人口減少が進んでいく中で、若い人たちと高齢者が同じだけ減っていくのだったら分かるのだけれども、若い人たちの数も少子化で伴って減っていく、高齢者の割合は逆に増えていくような形になります。そうすると先ほど池田生涯学習課長の言うように指導者の成り手、例えば今まで指定管理に移す前の団体の方々、はっきり言ってその当時は全盛期だったのです。でもなかなか今後の指導者だとか、そういった人材の育成ができなくなってくるという一つの大きな課題も抱えた中で、こういった指定管理などを導入してみようという話になったのではないかと私はそう捉えているのです。これはスポーツ界だけではなくて、ほかもみんなそうでしょう。公園管理もそうです。里親制度をやってきたけれども、結局みんなできなくなってきた人たちがいるわけです。それを企業さんにもお願いしながら今、何とか支えているというのが現状にあるわけです。それを考えたときに、これからの公共施設といわれる、そういったプールなどは管理運営に関してのことだったら、利用者の人数も減っていくし、特定の人たちだけを、例えば高齢者だけのだとか、スポーツ競技者だけのというような見方で見てしまうと、本当にここは必要ですかという話も出てくる。全体の白老町スポーツというか、健康管理だとか、いろいろな大きな目を見て、だからこの施設は残さなければいけないのだという考え方です。だからこの陳情者のお話を聞いていると、全体の話ではなくて、個別な話が見え隠れしてきているような気がするものだから、その考え方と前回我々が常任委員会の中でやったスポーツ振興団体との考え方の不一致みたいなものがすごく見え隠れするものだから、その取り合いをどう考えたらいいかと思って。行政としてその辺はどう考えているのかと、今一度確認だけさせておきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。



○生涯学習課長（池田 誠君） 前回、総務文教常任委員会の所管事務調査にていただいた部分は十分参考にさせていただいて進めさせていただいています。ただ、この陳情の案件は別にしても、私たちの中では施設を管理しているものとしては、利活用というところの部分と、もう一つ忘れてはならないのはこの委員さんの中でも言われている部分としては、まち全体でどうしていかなければだめなのかというのが二つ両面あります。ただ、まちの方針とする前提としては、今財政健全化プランが終わりまして新しい行財政の規律というところになるので、やはり施設が利用が少なくなってくるような状態になると、当然淘汰される。必要性だとかという形にはなると思っています。なので今後の方針については、我々は新たな指定管理を今年度導入する前には方針決めたいと思っている部分もあったのですが、我々単独でまちがすぐ動くような速度ではなくて、今行政改革とある程度足並みを揃えた中で施設の方針だとか、そういう部分を見据えた中でやっていかなければならないとは思っています。一方で黙っていると人口減に伴いますので、ただの管理業務になってくると、やはり利用人数がどんどん下がっていきますので、それはもう休館なのか、閉鎖なのかということも考えていかなければならないと思うのです。その前には我々が今、ただこのプールという施設だけに捉えて考えていけば、私も平成19年のときに行政改革にいる立場で冬期間閉鎖したらどうだという提案もいただいたので、この提案者の理由はよく分かりますし、一理あるという部分あります。ただ、現状を押さえていくと、冬期間の白老町のスポーツはというところで、元々スキーがなくてスケートリンクがポロトにあって、学校にもポロトにも今はスケートができないということを見ると、現状ある屋内の体育施設をどう冬期間も活用していかなければならないかという部分があるので、このプールだけの部分についてはやはりいろいろなことの改善点はこの期間の中に決めなければだめな部分はあると思いますが、大きな考え方としては、今の指定管理の考え方としては継続でまずやらせていただきたいという部分と、それと並行して現状の今皆さんから前回求められた所管事務調査での現状と課題と、団体の聞き取りをしている部分についてはもう少し慎重にというか、審議しながら近いうちに考え方をまとめていかなければならないと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 最後にします。この白老町内のスポーツ振興、スポーツというものを考えたときに、ほかの自治体は関係なく白老町のスポーツ振興ということ考えたときに、この民間の、例えば町内だけではなくて町外も含めた形の中の民間の利活用というのは、私は持続可能なこのスポーツ振興を育てていくためには私は個人的に必要なものだと思っているのです。できることであれば町内の有志の方々にそういったものを運営したり、高齢者も含めて子供たちと関わってもらおうということが一番大事なことだと思うのですが、それは先ほど言ったように、なぜ今回こういった指定管理者制度を取り入れたのかというところにまた戻ってしまう話になってしまうので、もうそれ以上お話しませんが、スポーツ振興以外に白老町の中でできることというのは、今までこれだけあったものが町外の人たちができることがどんどん狭まってきています。そう考えたときに、指定管理者というのはどうあるべきなのか、運営管理にどう関わってもらえばいいのかということは今一度考えていただいて、やはりだから指定管理者にお願いするのだというものを町民に示していくこと。課の中だとか、町の財政の中だとか、これだったら自分のところでやったほうがいいのかではな

いかと、こんなにお金をかけるのだったらというような話もあるかもしれませんが、出たとしても必要なものだ。職員をそこに配置するよりも、また持続可能なものを考えても、だから必要だというところで踏ん張っていくぐらいの気持ちがないとはっきり言って指定管理はできません。お金がないから自分たちのまちの中でやろうというような話になって、人材はとか、何だとかと、また前の話に戻ってしまうのです。だからそこだけをしっかりその辺を議論して、そして前に進んでいくようなことを考えていただきたいと、私はそう思うのですが、その辺についての考え方だけ、最後に1点だけ伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 今、氏家委員より指定管理者制度の今回のプールというような観点ではなくて、大きく町全体としてというようなお話がございましたので、指定管理者全体を統括する総合窓口として私のほうが担当しておりますのでお答えしたいと思います。指定管理者制度ということで、先ほどご説明したように法律が変わって、そして制度自体が大きく変わりました。今までは限られた団体のほうに業務を委託するような形ですと公の施設というのは管理されていたのですが、地方自治法の改正によって民間活力をどんどん活用しようと、利用者の向上に寄与しようというような形で法律が変わって、本町も指定管理者制度を導入したというような経緯でございます。それで、当初はやはり民間活力というような競争の原理というような形だったのですが、募集をかけたときに、果たしてどの団体がやってくれるのだろうか、というような議論があった中で、当初の3年間については、今まで管理運営をしていただいた団体の方にまずはお願いして、それからスタートさせていこうというようなのが制度の導入のスタートでありました。それから年数がたって、やはり本来的に指定管理者制度ということで制度に合致した施設なのかどうか、本当はこれはきちんと直営に戻したほうがいいのではないかというような区別、差別化というのは、これまでなかなか議論されていなかったところというのが正直なところでありますので、そこは今一度立ち返って、きちんと本当に制度を活用していくべき施設なのかどうかというのは議論していかなければならないということは考えているところでございます。

あとは、町内、町外の民間活力ということで、私たちとしてもやはり町内の中ではそういった形でやっていただければ町内の活性化と、これはもちろん大前提でございますので、そのような形にしていきたいという考えを持っているのですが、一つ指定管理者制度の目的としては利用者の利用の向上というような形がありますので、そこを指定管理者制度の観点としてはそこは重要視していきたいと考えているところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 高橋行財政改革室長。

○行財政改革室長（高橋裕明君） 今の説明のとおりでございますが、現在の指定管理者制度の進捗状況と、先ほどの質問で影響ということをお聞きしていましたので申し上げます。現在、来年更新になる指定管理者の選定委員会はもう既に設置しております。それで、来週から公募が始まるという状況になっています。1か月ぐらい公募期間があつて、選定会議は10月の下旬を予定しています。影響があるかないかというのは、粛々と手続きは進めていきますが、もしこの団体が公募してきた場合に議会の判断が出た後だったら有利に働くとか、そういうことはあり得るかもしれません。自

分たちの主張が通ったみたいな形で。だから、そういう意味では影響があるかもしれないので、その議会としての判断の時期というのは考慮いただければということが一つあります。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑ございますか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 先ほど質問した内容の続きなのですが、団体さんとして利用頻度がすごく多い団体さんなのだというのはよく分かりました。今日いただいた資料ですから今目を通していると、自主事業というところで比率がすごく多くなっているのです。そしてほかの団体さんも当然このプールを利用していると。それで、この願意を見ますと、指定管理に関することと、通年開館の見直し、冬期間の閉鎖ということも願意の中に入っています。こういうことがほかの団体さんも考えられていることなのかどうか。その辺、把握されているかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 冬期間の休館の部分というのは、この代表と以前話し合ったときと、今回陳情が上がったときでもそういうご意見がありました。全ての団体さんがそういう認識で持っているという部分ではないかと思えます。ですからこういう部分の、どちらかというところと行政改革も含めたようなまちの方向性になるので、それはしっかりと町民に向けても情報を開示したり、団体さんだとか、利用者だとか、その部分と協議はしっかりしていかなければならないかとは考えています。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。これは陳情と一緒に議論をしているのでなかなか面倒なのです。

今、言われたようなことも含めて考えて議会は結論を出していかなければいけないという状況にあるという認識はできました。そういう中で、この間の総務文教常任委員会の中でも出たのですが、やはりプールといわずスポーツ施設全体の方向をこれは急がなければならない、老朽化の度合いを見ると。そのような気がしてどうにもならないのです。そういうことがこの陳情の中にも見え隠れしているでしょう。ですから、要するにプールの将来方向、確かに池田生涯学習課長言われるように冬のスポーツでいうとなるほどと思ったのです。だけど、現実的には指定管理の問題でいえば、一つは前回民間に移ったときの経緯というのは、今繰り返せとは言いません。経緯があるのです。

そういうことを全く無視をしてこれを議論をしてしまうとどういうことになるのかと思うのです。当初はやはり地元からほかにいくことが一つの刺激になっていいのではないかという議論も随分あったのです。実際にそこで働いている人もいたわけですから。だからそういう経緯を全く無視して、我々は陳情審査していいのかというのが一つあるのです。だから、そういうことでいえば矛盾を、この陳情の中身も矛盾がたくさん出ているからこうなるのだけれども、その矛盾を解消するために行政が何をしなければいけないかという辺りのことがきちんとしていないとだめなような気がするのです。今、指定管理でもう1回やるといっているのは別に何も新たに公募してやるのだから、どこに決まるか分からないということでしょう。今の状況を継続するという意味で言っているわけで

はないでしょう。だから、そういうことを明確にしていかないと、何かそう聞こえると都市総合開発でやるのかとなってしまうから。先ほども聞いたのだけれども、そういう人たちも含めて公募するということでしょう。だからそうであれば、それは公平性は保たれる。ということは、逆に言うと矛盾をどうやって、今出ているたくさん、特にプールみたい古いところの矛盾をどうやって解決するかということです。その一環として、確かにお金の問題だったのですが、閉めるという方向を町が出したことがあるのです。けど、それは議会で議論した中で陳情者がたくさん来て閉めないでくださいという中で、これは閉めると1回言ったことなのだけれど、町民の要望は多いし、議会の意見もたくさんあって、それはひっくり返ったのです。だから、そこではその理論的な問題、そういうことをきちんとしておかないと、やはり陳情者の言っている矛盾というのは事実あるので、そこら辺矛盾をきちんと解決する手立てを少しでも明確にしていくということ。それからプールの将来方向を可能であればなるべく早く出さないでダメなのではないかと。同時に矛盾を解決するためには、今の白老に合った形の中での指定管理者制度の考え方。大塩企画財政課長が言った、そこオンリーではなくて、やはり人口減少の中で白老に合った形での、何でも平らで指定管理を考えるのではなくて、本当に地元、そして政策を含めて考えなければならないような状況にもあるのかと思うのです。だからこういう陳情が出るのです。そこら辺を今までの経過と今後の方向がもう少し明確にして、この陳情審査ができれば一番よかったのですが、そういう状況ではないものだから、かなり微妙なところで今やっているわけです。議会が動くことによって町が動かざるを得なくなるということは、もちろんそれは必要だし、そういうことはあり得ます。そのための議会ですから。二元代表制なのだから当たり前なのです。ただ、それが町の方針と違うような形で動いてしまうと困るでしょう。そういうところがもう少し総括と方向を明確に、すぐというわけにはいかないだろうけれども、できないものなのかという気がしているのです。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） スポーツ施設の全体の方針はやはり急がなければならないという話は前回の総務文教常任委員会の所管事務調査でもお話をいただいていますし、とりわけプールについては委員さんの意見の中もそうですし、私たちからも説明したとおり、屋根から、壁から、ボイラーからと、億のお金がかかります。一つには、スポーツ施設の長寿命化ですとか、耐震だとかを含めた部分は春先に、横にいてあれなのですが、企画財政課のほうで今回の行財政の推進計画の中で、やはり施設にかかる財源だとかを含めて町全体の在り方は急いでくれないと困るということで私たちのほうからも申し入れさせていただいていることが一つです。白老に合った指定管理の形という部分は、今回陳情をいただいている代表の人からもいろいろご意見いただいております。

ただ、ここまでの民間の方が指定管理になってきたという部分の成果としては、民間ならではの自主事業という部分はあるのかもしれませんが、指導者の養成がどんどん上がってきているという部分は指定管理者としては評価しています。ただ、この今の陳情の結果でどうのこうのではないし、私たちが指定管理をしている方が引き続きという関係でもないですけども、この場で総括させていただく部分でいえば、人口の減少とか、子供の減少はすごい減っている割には、町外の人が増えたりも増えてきていることによって利用者ですとか、利用の料金の収入の部分については一定

限の評価はできるのかと。ただ、本当にこういう課題、今現場で抱えている課題というのはエンジョイスポーツ白老さん、それからカップスポーツさんという団体さんがいて、その中の人たちこの指定管理者が活動している地元の団体の人をどううまく利用して活用して、その中でもきちんと育成をして、白老のスタイルとしては行く行く民間の活力を導入した結果で地元でも指定管理ができるような形も目指すだとかというところがあるのが理想だとは思っていますし、前任の担当者もずっとそのことは言っています。ただ、現状でいけば、その土台もできていない中で地元の団体だけで指定管理がなれるかなれないかという部分については、民間のより活力の中で我々がしっかりとした白老の合った指定管理の形というのを提案した中で、いずれはそういう部分を近い将来にお任せできるような運営だとか、もう一つについては19年のときに私が事務事業の見直しの中で温水プールを冬期間閉鎖しますという方針を出したときに、確かにそのときその団体さんだとか、いろいろ方々から反対がきて、それを取りやめたという経過もありますので、単純に冬期間を閉める閉めないではなくて、ここの施設の在り方は先ほど施設の在り方も説明したとおり、我々と役場の庁舎内と早めに議論、方向性を出していかないといけないかと思っています。

○委員長（吉谷一孝君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕です。確かに状況が変化しているから、体育協会から都市総合開発に移ったときのことや、もちろん今池田生涯学習課長が言われたように閉める、閉めないという議論、それが一律的、同じテーブルで議論されるという中身ではないということは理解しています。ただ、やはりそういうところを踏んだ中で今まできているのです。だからそのときプール開けてくださいと言ったでしょう、私たち頑張るから、行くから開けてくださいということだったのです。だけど人口が減って、高齢化がどんどん進むとそういう人たちがいなくなってしまうのです。だから逆に言うと、町の方向が早く出ないとうまくないという気がするのです。矛盾が出ているのはそういうところで矛盾が出ているのです。だから、本当にプールがこれから何年やれるのかというようなことを含めて考えなければだめな時期かと。こうするからというものが出ないと。だから、単純に今回の陳情がいいとか、悪いとかではなくて、そういう矛盾があることだけは事実です。だからそこら辺を本当に町民の皆さんが納得するためには、そこら辺をやらないとやはりなかなかこれは結果として納得できないのではないかと、そういうことで陳情を議論するというのは非常にやりづらいという気がしています。それは課長が答えるのは困るだろうけども、ただ私はこれを見たらそうしかなっていかないのではないかという気がするのです。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） おっしゃるとおりで、方針を早く決めないと、この提案の中での矛盾点という部分は確かにお話としても分かりますし、ただ、私たちがこの代表とお話している部分でいうと、その矛盾を指摘している意味もよく、理解はできるけれども、行政がその判断になるかならないかは別の部分だと思うのですけれども、今、大渕委員が言われたとおり、過去にそういう部分で頑張るからと言っていた人たちが実際にまだプールで、この代表も同じだと思うのです。

だからその人たちの意見だとか、意向を現場としてどうくべていたのかということ、過去の経緯でいくと指定管理者がやっていることを、大きくは全部そちらのほうを評価して、その言っている人

たちのことの評価を全然していなかった経緯は過去にあると思うのです。その部分を今、是正しようとする1年、2年相当頑張っているのですが、なかなかすぐ現実的にできないという部分もあるので、その今の部分の話については、いかにして地元の団体さんだとか、利用している人たちの声だとか、それと指定管理者の考え方を一致させる。まずそこできちんとした運営を目指していくということと、別な観点でその在り方だとか、方針だとかを行政内部のほうで調整していければとは思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 私は立場的に財政もあり、公共施設もありというような総合的な観点からお話をさせていただきたいと思います。大淵委員のほうからスポーツ施設、今回のプールに限らずスポーツ施設の今後の在り方というのは方向性を出さなければいけないというお話を頂戴しました。実はこれはスポーツ施設に限らず、町の公共施設全体を本当はもう考えていかなければならないということで、スポーツ施設は言い方は語弊があるかもしれませんが、一部分といいますか、公共施設を今後どうしていくのだというようなことで考えていかなければならない時期といいますか、少し遅いぐらいかという認識は持っているところでございます。それで先ほど状況変化というお話があったのですが、これからはどんどん人口が減少していくというのが見通されるというような形が一つと、あとは施設自体がもう老朽化していつていくというような、この大きい2つの観点からいくと、あそこの施設を今後直して使っていくべきなのかですとか、本当に使われるのかというようなことを、やはりこれはスポーツ施設ということに限らず、町全体として示していくといいますか、考えていかなければならないかと重々承知しております。そういった方針、ある程度町全体の方針を示していかないと、なかなか担当としても、これを存続しようですとか、これはつぶしていこうというような、そういった議論にもなかなか進んでいかないのは正直なところかということで、隣の池田生涯学習課長からも指されますので、そういうようなところの状況を踏まえて考えていきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

私から1点だけ質問させていただきます。先ほどから出ている矛盾点といいますか、前回の所管事務調査と今回の陳情とで評価が違う。行政側との評価も違うのもそうですし、今回の陳情者との評価の違いというのが出てきているのも、ここが今回の陳情で重要なことなのかと思っておりますが、指定管理者と担当課の生涯学習課とこの施設を利用している各団体とが一緒になって、そういうお互いの要望、意見等を言えるような場面というか、そういうものは設けられているかどうか、そこをお伺いしたかったのです。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 数年前に予算の決算の関係ですとか、一般質問などで議員さんからいろいろご指摘いただいている部分の中で、やはり現場を見なければだめだろうと思って現場を見ながら、まずは利用している団体さんが考え方のお互いの矛盾点を整理をしなければだめだということで、昨年ぐらいから今までは夏営業と冬営業の部分の利用調整会議という部分しか開催していなかったのですが、月に一度開催するような形でその中で情報交換するような場所を設けていま

す。ただ、その中での情報交換の場がうまく機能できなかったというのが一つの反省材料と、もう一つはお互いの言われている部分は私どものほうでもいろいろ話は頂戴するのですけれども、そこをどうお互いにうまくつなげて指導していくか、話を持っていくかと、3者が一緒に入って理解する、納得するという場面ができていたかったという、そこはまだできていないというのが我々の一つは反省点と、もう一つは我々がもう少しリーダーシップをとって、我々が管理している施設を代行して指定管理者制度があつて、我々の管理している施設を利用している団体さんと私たちがきちんと中立的な立場に立って、お互いの話の理解度を深めるためにももう少し強く関与していかなければならないかとは思っております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑がないようですので担当課の方々に退席を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

---

再開 午後 0時59分

○委員長（吉谷一孝君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本陳情に対する討議を行います。討議については、委員会条例第13条の規定により自由討議で行います。

陳情第1号 白老町民温水プールの管理に関する陳情について、ご意見をお持ちの委員がおりましたらどうぞ。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 今回の陳情、陳情者からの説明、そして町側からの説明を聞かせていただきまして、陳情の内容からいいますと、町の指定管理に関する大きな課題がここにあると思います。

それとまた、陳情の中身の2点目で通年開館の見直し、冬期間の休館ということだと願意を受けとめましたが、それも多くの利用者に影響を及ぼすものだと思います。大変大きな問題でありますので、ここはもう少し時間をかけて内容を調査する必要があるかと思っています。その内容は、利用者でいえば、各団体、個人の方もいらっしゃると思いますが、意見の聞ける方は意見を聞いた上で、また町の管理の問題についてですが、それはこの指定管理の問題が先ほど大淵委員からも言われていたとおり、指定管理者制度を変更するにあたって、いろいろ過程を経て今の形になっていると。そういうところもきちんと加味して議論を深めて、この陳情の内容にお答えすべきかと私は判断いたしています。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。全体的な部分については、今小西委員が言われた部分になるのかと思いますが、やはり今までの総務文教常任委員会の中での所管事務調査をしてきた、そういう今までの経緯がありますから、そこだけはしっかり頭に押さえておかないといけない部分だと思

います。なおかつ、こちら件名は白老町民温水プールの管理に関する陳情ですから、そういった面においては、例えばあそこのプール施設の維持管理にどれだけお金がかかるかということも今までの調査の中ではっきりしていますし、そういったことを考えたときに、例えば町民だけの利用状況の中では、あそこのプールは多分維持管理はできない問題になってくると思いますから、やはり町外からのそういった方々を交えて、年間約どれだけの利用者が必要になってくるかということも踏まえた上で、これからもう一步踏み込んだ各団体との聞き取り、それから今後の白老町におけるプールの在り方も含めて、今一度調査をした上で私もこの陳情に答えていくべきなのかと思っておりますので、改めてしっかりした団体の方々とお話をしたり、個人で聞き取りのできる場所については利用者さんの聞き取りも踏まえて、今後進めるべきかと考えます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤雄大君） 願意については理解していますし、そのとおりでと思う部分もあるので、ただ、先ほどほかの委員からも出ましたが、時間をかけて議論するべきという部分だったり、聞き取りとか、調査を行う部分は、今回だけで結論を出さないという部分はいいのかとは考えています。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご意見お持ちの方はどうぞ。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） これは、要するに陳情の願意は皆さん言うように理解できます。例えばこれは、議会として個人の意見と、例えば通年開館の見直しをするということを議会がこのとおりで言ったら、これはどうなるのかという気がするのです。今まで通年で開いてほしいという意見がたくさんあったわけです。だけど、これは議会がこの陳情を全部オーケーと言ったら、議会が閉めれという判断をしたとなります。これはやはりほかの利用者の意見を聞かないと、これはまずいと思うのです。それは感情だとか、議会の判断だとかという範疇出ているでしょう。だから、これはやはり利用者の言っている意見は、どういう形になるか分からないけれども、聞かないとまずいのではないかと思うのです。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 私もそういった考え方でいるのですが、やはり時代は、当時意見を聞いたときと、今は時代背景が変わっている部分もあるから、もしかしたら陳情者の松原氏言うように、こうすべきだと。本当に財政運営的なところで入ってきている部分があるので、だからほかの団体さんとも話を聞いて、確かにそうだと、そんなに使われていないのだったら冬期間閉めるべきだという意見がもし大半を占めるのであれば、それは議会としてもしっかり受けとめなければいけないけれども、今これは松原さんのところで出てきたことであって、今までそれを1回閉めてそれを通年に今までやってきたことで、そういうことの声が挙がったことがないので、やはりもう1回調査をかけたほうがいいのかと思うのです。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） この今の冬期間の休館の話になれば、これは意見は別にして私も個人で使



っているのです。これは一つは、冬期間休館にする方法もあるかもしれませんが、逆に管理運営でしよう。いかにコストを下げて、冬場やるかという問題もあるのです。多方面から見ないと、ただ指定管理を向こうから言われたとおりに出せばいいという話ではないです。だからその辺の、このままでいけるかどうか分かりませんが、これはそういう大きな問題もあるのです。だからやはりかなり、言っていないかどうか分かりませんが、ここに書いている民間活力、地元の機運になります。聞き流してほしいのですが、仮にあそこでかなり灯油や化石燃料使うのです。聞くところによると、地元ではなくて苫小牧市の会社が入っている。だから、細かい話になるのですが、本当にこれだけのお金を投資して民間活力、地元に残っているのかという部分も、いけばあるのかも分からないのだけれども、それは別にしてもコストの面も含めて、やはり費用対効果もあるので、そういう部分も含めて議論する必要もあるのかと思います。これは大きな問題ですから。やめればいいのかやればいいのかという話ではないです。その裏に何があるかということを整理しないと。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。前田委員の言われているのはそのとおりに思うし、特にあのプールを今後維持していく、そこに相当数のお金がかかるということは、先ほども言ったけれども、今までの調査の結果で分かっていることなのです。ですから、そういった面においても、もう一度皆さん、これは町民の声を反映させなければいけないことになってくるので、今大淵委員も言ったとおりに、通年で運営するための方策というのが今後どういう方策があるのかとか、もし仮に運営するとすれば、もう閉めてしまうということになると、この範疇にならなくなってしまいます。その辺も含めて今一度調査をする期間が必要ではないかと思うわけです。だから、陳情が8月の末ぐらいに出てきて、これを9月に私たちが報告をするものではないと私は思うのです。ですから、時間をかけて12月で十分いいわけでしょう。陳情者、どうしても9月にやってくださいという話ではないと思いますので、陳情内容から見ても。ですから12月辺りまでの報告を念頭に置きながら調査をしながら、そしてやはり行政との話し合いをもう少し詰めながら陳情者に答えるというのが我々議会の姿勢なのではないかと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 氏家委員も大淵委員も話をしてはいるけれども、本当にあの施設がいつまで使えるかということなのです。ではいつまでしか、今からいけば耐用年数、もう屋根も漏ってきて、だから何年しか持たないと、公共施設管理計画あるけれども。そこにおいて、それを手直ししながら延ばすのか。そうしたら延ばしても何年持つか、そういうベースが、聞くと3年か4年しか持たないのに、5年の指定管理をさせているのかどうかとなるのです。そういう部分を町側は獏としているから、やはり議会の機能として、その辺をいい意味で追求して方向性を見せないと、お互いに責任のなすり合いになっているのです。施設を持っているほうと、町側の計画を持っているほうと。だから私はそういう部分も、結論が出るか出ないか分かりませんが、やはり議会としてそういう一番根本となる部分というのは整理した上で指定管理の議論をしたほうがいいのかと思うのですがどうでしょう。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 私も先ほどから気になっていたのはやはり5年間の指定管理を今、プロポーザルをしながらやっていく。そこにこういったものを裏に隠しながらやるのではなくて、きちんと前に出して、例えば今後ここまでの維持管理はできるけれども、持っても何年間しか持たない、その後の運営については今後も議論がまだ必要だということをきちんと理解した上でのプロポーザルではないとだめなような気がするのです。そこはしっかり、どの場でそういう話をしなければいけないのか分からないけれども、この陳情とは少し外れてしまう部分なのかもしれません。でも、しっかりそこは言っていかなければいけないだろうと思うのです。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 主は陳情審査なので、だから願意がこういうことであって、このことは議会が受け入れできるかどうかという議論をするわけだから、当然そのバックにあるものについては議論をする必要はあると思うけれども、願意との関係で陳情は審査するわけだから、そこだけははっきりした上で、しかし今の方向を含めて、それを議論しないとここまでたどり着かない部分も実際ありますから、そこはみんな納得しているわけだから、そういう視点で、しかし願意から外れてやったらだめです。そこだけははっきりして、今氏家委員が言ったように9月は無理だと私も思います。

○委員長（吉谷一孝君） ほか、いかがでしょうか。今のお話をまとめさせていただくと、9月の審査報告というのは、まずは慎重に審議を重ねた上で、12月ぐらいを目途に結論を出すというような形でご意見がなされました。それで、その意見の中にはやはり利用者や団体の再度聞き取り等も必要であろうということでもあります。もっと言いますと、その中でもこの施設がいつまで使えるのかというようなことまでもきちんと精査をして今後行っていくべきだというようなご意見もいただきました。そのようなことを踏まえまして、これから調査の方法、やり方ということになるかと思えます。これを陳情の参考人として召集をして意見を聞いて行っていくべきか、もしくは新たにこのことを所管事務調査というような形で調査をして進めていくという方法があるかと思えますが、その辺についての、今後の進め方についてのご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。やはりこの問題は陳情審査できちんと議論をしていくと、そこに焦点を当てないと所管事務調査にするとまた広がりますから、だから広がらないようにして、整理を一定限度して、正副委員長、議会事務局入って、12月を一応めどにこういう形で聞き取りなり何なりきちんと方向づけをすると。もちろん必要であったら教育委員会とももう1回話をしなければだめかもしれませんが、そういうことを含めて段取りを取って、9月会議が終わって、10、11月辺りで集中的にやったらどうですか。そうすればスポーツ行政の部分も、先ほど前田委員言ったように施設全体のことも、全部やるかは別です。だけどプールのことはあるわけだから。そういうことも含めて、整理をしてスケジュールをつくってやったほうがいいのではないかと思うのですが、私の提案です。

○委員長（吉谷一孝君） 今、大淵委員からご提案がありました形でやるという方法と、ほかに何

か進める方法でご意見をお持ちの方がいればお受けいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） それでは、ただいま大淵委員から提案のありましたとおり、正副委員長、議会事務局入りまして今後の日程、あと内容、どのような中身で、どのような団体、そういった方々とこの陳情に対する参考人という形で審査を進めていくということは皆様にまた後日スケジュールと中身については協議をさせていただきながら進めたいと思いますが、議会事務局、今の進め方でどうですか。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 今回の陳情審査で時間をかけてということでの皆様のご意見を踏まえた中で、今後として最終的に教育委員会サイドにもいろいろな情報をもらうということでの再度の説明をしてもらうということもありなのですが、特に直接、今回松原さんのほうでいろいろ願意を伺った中ですが、ほかの団体というところで何か、今このリストもありますけれども、参考までに何か想定が皆さんあればご意見をいただければと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） この開館の利用だとか、冬期間云々の話でしょう。そういう部分でしょう。それだけやれば期待できるか分かりませんが、公には水泳協会がありますから。それとカップクラブもありますし、あとは高齢者クラブもやっています。講習を受けています。そういう団体に聞けばいいのではないですか。

○委員長（吉谷一孝君） あと、これは施設の、先ほど出ていましたが、施設がいつまで使えるかというような話が出ていの中で、これは今出てきた各団体にもどんな状況かというのは確認できるかと思うのですが、今指定管理をしているところにも管理している団体がどう思っているかというの聞き取りをしないと、行政が思っていることと、実際に利用されている人と、指定管理をしているところの意見も聞く必要はないのかとは思っているのですが、そこは皆さんにお諮りしたいのですが、いかがでしょうか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。これを陳情審査の中で受託者の話というよりも、それは別途に私は逆に考えたほうが良いと思います。要は、これからプロポーザルが始まるわけでしょう。その中でも説明も多分必要になってくると思うのです。だから、要は何でもそうです。借家でも何でもそうです。大きな改修が必要になったらもうこれは賃貸続行しませんと、契約の中でやるわけでしょう。だから、白老町としてあのプールをこれから3年間、5年間できると。5年間やるためにこれだけの予算規模を予定しているというものがあって5年間、民間に指定管理として渡せると思うのですが。途中でもうどうしようもない、どうするのかと、1年間ぐらい休館しなければならないなんて話になってしまうと、当然運営する側も大変な話になります。それは町内の例えばNPOが、体育協会がやろうが、誰がやろうが。だから、そこだけは別にきちんと申入れだけはしなければならぬかもしれません。こういう問題が出てきているということは。だから、それは今回の陳情とは少し外して物事を考えて、受託者からの意見ではなくて、やはり利用者の人たちに絞ったほうが

いいような気がするのです。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今の氏家委員の話、維持管理もその線引きが大事なのです。指定管理の社がどこまで日常の維持管理、補修をするか、どこかというのは今までもめているのです。これは50万円だから出せないからお前がやれとか、だけど年間100万円なら100万円みているのです。だからそこをきちんと整理しないと、建物が段々老朽化してくると今度どんどん、おかしい話、力関係になってしまうのです。だからそこをきちんと整理してやらなければ。私は今、受託者は町が評価して全部やってどうですかという話、される側だから、それは呼ぶべきではないと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 分かりました。今、各委員からのご意見をいただいた中で、聞き取りをする団体等につきましては、今出たところを踏まえまして、正副委員長と事務局とで調整を取りながら今後の陳情審査に当たりたいと思います。委員会でもとまりましたら、最終的には議長の判断を仰いで進めていくというような形になりますので、ご理解いただきたいと思います。それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） それでは、これをもって陳情審査を終了いたします。

（午後 1時23分）